

出出来る。

斯くて此の闘争は、組織労働者のみならず、特に此の欺瞞政策の支配にかゝり易い大多數の共組織労働者を包含せしむることを必要である。其の爲には、健康保険法に依つて一層の権限と地位を加へらるゝ、全労働者階級の協同組織を組織し、此の闘争の主役とするに必要である。即ち健康保険法によつて資本家及び政府に對して利害の共通せる全被保険者を以て「被保険者同盟」を組織しなければならぬ。

被保険者同盟の具休案

- 一、スローガン
 - 1、保険料の政府と資本家の全額負担。
 - 2、保険給付額を給付範囲の拡大。
 - 3、保険監視権の獲得。
- 二、組織
 - 1、被保険者による工場班を組織の単位とする。
 - 2、一地方の工場班を以て地方同盟を作る。地方同盟は、地方委員会と地方大会を持つ。 (大都會に於て、必要ある場合は、工場班と地方委員会との中間に地区委員会を置く)
 - 3、地方同盟の二に全国同盟を作る。全国同盟には、地方同盟代表者を以て構成する全国大会と全国委員会を置く。

4、被保険者同盟の運動に要する費用は工場班より徴收し、地方同盟に集中する。

実行方法

- 一、統一同盟全国委員会指導の下に、統一同盟各地方委員会を健康保険対策の委員会を作る。対策委員会にはその地方の各加盟団体をとりこむ以上の委員を選任するにこし。
- 二、対策委員会は、マンフレット・ピラ・演説会・講演会等らうする方法に依つて大衆の間の輿論喚起につとめるにこし。
- 三、対策委員会の決定せる方針の下に各加盟団体をその機関紙にて統一せる宣傳を行ふにこし。
- 四、労働農民党の支那聯合会、本会等に提議して協力するにこし。
- 五、健康保険法を以て統一同盟の組織を以て統一同盟の組織の中心とす。